

議第17号議案

埼玉県水道料金の引上げ撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和6年9月19日提出

提出者	新座市議会議員	小野由美子
賛成者	//	高邑 朋矢
	//	石島 陽子
	//	小野 大輔
	//	黒田 実樹
	//	笠原 進

提 案 理 由

埼玉県水道料金の引上げ撤回を求めるため、この案を提出する。

埼玉県水道料金の引上げ撤回を求める意見書

埼玉県企業局は水需要の低下と電気代高騰など維持管理運営費の増大を理由に、2026年度より水道料金の76円/m³（23%）引上げの方針を公表しました。この影響は、平均的な家庭用水道料金1か月当たり176円（7%）増と試算されています。

新座市の平均的な家庭（口径20mm/20m³）の水道料金は、1か月2,365円となっています。埼玉県のホームページにある計算を新座市に当てはめると次のようになります。2,365円×33%（受水費割合）×23%（改定率）＝約180円（7.6%）の値上げとなります。

相次ぐ物価高騰によって県民は疲弊しきっています。さらに水道料金までが追い打ちをかけることは、命にかかわる問題となりかねません。また、節水機器の普及により水需要は一貫して低下しており、水道料金の引上げが更なる節水を生む悪循環を招きかねません。水道会計の悪化を受益者負担原則で対策すべきではありません。

今回の引上げの理由は、電気代などの維持管理費の増大です。地方公営企業法第17条の3には「地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる」とあります。これに基づき、昨年度までに埼玉県内の市町は地方創生臨時交付金を財源にして一般会計から水道会計に繰り出し、水道料金減免を行っています。また、県水道用水供給事業会計は、2018年度末391億円の内部留保が2022年度には452億円に膨らんでいます。同じ企業局の工業用水道事業も地域整備事業にも同様に内部留保があります。県は、異常な電気代高騰に対して、内部留保を取り崩し、一般会計からの繰出しを実施すべきです。

そもそも、企業局の損益収支が悪化したのは大型水開発事業ハツ場ダムの減価償却が始まったことがきっかけです。過大な水需要を見込み、反対を押し切って進めたダム建設の結果である赤字責任を、受益者に押し付けるべきではありません。

したがって、埼玉県は地方公営企業法第3条「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」に基づき、県水道料金引上げ計画を撤回することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月 日

埼玉県新座市議会

埼玉県知事 様

埼玉県公営企業管理者 様